### 平成29年度シラバス (船舶運用) 学番78 新潟県立海洋高等学校

教科(科目)	水産(船舶運用)	単位数	3 単位		学年(コース)	3学年(海洋技術)	コース
使用教科書	文部科学省著作	海文堂	出版株式会社発行	[H	船舶運用』		
副教材等	なし						

## 1 学習目標

船舶を安全かつ適切に運用するために必要な知識と技術を習得させ、実際に漁業生産など海上業務に活用する能力と態度を育てる。

#### 2 指導の重点

- ①漁船を中心とした船舶の概要と各種設備、船務、操船、船内の安全と衛生及び船員に関する法規等、船舶を安全かつ適切に運用するために必要な知識と技術を習得させる。
- ②船舶の安全運航と実際に漁業生産など海上業務に活用できる能力と態度を育成する。

### 3 学習計画

月	単元名	教材	学習活動 (指導内容)	時間	評価方法
4	○船舶の概要	○船舶の意義	○船舶・漁船が漁業生産に	12	○授業への取組
		○漁船の意義	果たす意義や役割等及び漁		
			船の定義や従業制限につい		○提出物の内容
			ても理解する。		および期限順守
		○漁船の種類と船体構造	○船舶の分類、船体各部の		
			名称と構造、主要寸法やト		○定期考査
			ン数等について理解する。		
5	○船舶の設備	○ 操船・機関・通信設備	○一般的な船舶の設備・属		○確認テスト
			具の概要を扱い、それらの		
			設備等の使用上の注意、日		○自己評価
			常の保安等に必要な知識と		
			技術を習得する。		
	(30日乗船実習)		  -=-=================================		
6		○係船・荷役設備	○係船設備・荷役設備等の	10	
			名称と役割、使用方法等に		
		O ALI III II	ついて理解する。		
		○船用品	○ロープ類、滑車及びテー		
			クルについて基礎的な知識		
			と技術を習得する。		
		○安全・衛生設備	○安全設備・衛生設備につ		
			いて基礎的な知識と技術を		
		  ○漁業設備	習得する。 ○漁船に特有な漁業設備、		
		○ (忠未政)	冷凍・冷蔵設備について基		
	(1 学期期 士老本)	  ○冷凍・冷蔵設備	礎的な知識と技術を習得す		
7			る。		
9	l  ○船務	L  ○乗組員の編成と職務	○乗組員の編成と職務、航	28	
	O/4H4/J		海日誌の概要について理解	20	
			する。		
		  ○船体の整備	○船体各部の日常の保存手		
		O /45 11 - 114 VIN	入れ、塗装作業等について		
			の基礎的な知識と技術を習		
			得する。		
	Ī	Į	1, 7 / - 0		•

1		□○ドックと検査	○ドックの種類、入出きょ		
			準備、ドック中の主な作業		
			と検査の概要について基礎		
			的な知識と技術を習得する。		
		○通信	○船舶職員として必要な海		
			上特殊無線や旗りゅう信号		
			等の基礎的な知識と技術を		
			習得する。		
10		○保安の確保	船舶保安統括者と船舶保安		
			管理者の任務の概要などに		
	(2学期中間考査)		ついて理解する。		
	○操船	○操船の基本	○操船の概要及び船の安定	26	
			と復原性、船体に働く力な		
			どの操船の基本を習得する。		
11		○応用操船	○出入港、錨の利用法や離		
			岸法などの操船技術及び、		
		○荒天運用	荒天時の操船・錨泊法の基		
			本的な知識と技術を習得す		
			る。		
		○海難と応急	○海難の防止対策と応急対		
	( - )\(		処等について基本的な基本		
1	(2学期期末考査)		的事項を理解する。		
1	○船内の安全と衛		○船内環境・衛生への配慮	20	
	生	○救急処置	の必要性と災害防止、応急		
		○船内消毒	処置、船内消毒等船内の安		
			全と衛生について理解する。		
2			○船舶安全法等船舶の安全		
	洋関係法規	全に関する法規	に関する法規、船員法等乗		
		○船貝仏等茉組貝に関す  る法規	組員に関する法規、海洋汚		
		- I / -	染防止法等海洋に関する法		
		○海洋汚染防止伝等海洋  に関する法規	規について、関連する国際 公法も含めて基本的な事項		
		○国際公法	を取り扱い、船舶・船員・		
		○国际公伍	を取り扱い、船舶・船員・   海洋関係法規について理解		
	(学年末考査)		ずる。		
	(子午木/5省)		9 <b>0</b> 。		

計 96 時間(55分授業)

# 4 課題・提出物等

○各単元ごとに課題等の提出を指示することがあります。

# 5 評価規準と評価方法

評価は次の4観点から行います。						
関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解			
○船体の整備や船舶の運	○作業に必要な保護具	○実習船等を使用した	○船舶を安全かつ適切			
用及び関係法規等につい	や作業手順、安全対策	実験・実習等でその時	に運航させるために必			
て関心を持ち、学習を通	について関係規則から	の状況に応じた対応が	要な基礎知識を十分理			
して意欲的に知ろうとし	正しく判断することが	できる。	解している。			
ている。	できる。	○非常事態発生時の解	○船舶・船員・海洋関			
○海事従事者の一員とし	○外力の影響と船舶の	決にむけて、正しい過	係法規について、基礎			

以上の観点を踏まえ,

- ○授業への取組状況(授業態度、出席状況、発表、学習活動への参加状況など)
- ○課題等の提出物(内容および期限の順守)
- ○定期考査
- ○確認テスト
- ○自己評価

などから、総合的に判断します。

#### 6 担当者からの一言

五級海技士から四海技士の資格を取る上で必要な事を学びます。どれも船の運航上重要なものばかりなのでしっかり勉強してください。

2年生で体験した乗船実習等と関連づけながら、実際に船内実務で活用できる能力と態度を身に付けるように努力しましょう。

(担当:久保田 和平)